

ありんこの親子保育園

個別支援計画作成マニュアル

(要配慮児対応)

制定日：令和7年8月13日

第1章 目的

本マニュアルは、発達・健康・生活面において特別な配慮が必要な園児（以下「要配慮児」）に対し、園と保護者、関係機関が連携し、適切な支援を行うための「個別支援計画」の作成・運用手順を明確にすることを目的とする。

第2章 基本方針

- 子どもの最善の利益を第一に考える。
- 保護者の意向や家庭の状況を尊重しながら支援方針を決定する。
- 医療・福祉・教育など関係機関と連携して総合的に支援する。
- 計画は定期的に見直し、柔軟に変更する。
- 個人情報の保護を徹底する。

第3章 対象となる園児

- 医療的ケアが必要な園児
- 発達に遅れや特性が見られる園児
- アレルギーや慢性疾患を持つ園児
- 家庭環境や心理面で特別な配慮が必要な園児

第4章 作成の流れ

1. 情報収集

入園前面談や健康診断、保護者アンケートで情報を把握。保護者からの申告や医師の診断書、支援機関からの情報提供を確認。園での観察記録を作成。

2. アセスメント（現状把握）

困りごとの内容と背景を整理。子どもの強みや得意な活動も記載。支援が必要な場面や時間帯を特定。

3. 支援目標の設定

年間目標（長期目標）と3か月ごとの短期目標を設定。目標は具体的・測定可能・達成時期が明確であること。

4. 支援内容の決定

環境面、活動面、健康面の具体的支援内容を記載。

5. 保護者との合意

計画案を保護者に説明し、意見や要望を反映して最終決定。署名・捺印をもらう。

6. 実施・記録

計画に基づき日々の保育を行い、支援記録を残す。困りごとや改善点は職員間で共有。

7. 評価・見直し

3か月に1回、達成度を評価。必要に応じて目標や支援方法を変更。年度末に総合評価を行う。

第5章 書式

- 個別支援計画書（園児基本情報・アセスメント・目標・支援内容・評価）
- 支援記録表（毎日の支援経過記録）
- 評価シート（3か月ごとの達成度評価用）

第6章 関係機関との連携

必要に応じて、地域子育て支援センター、発達支援センター、保健センター、医療機関、児童相談所などと情報交換を行う。関係機関との連絡は園長・主任が行い、記録を残す。

第7章 個人情報保護

計画書や記録は施錠保管し、関係者以外の閲覧を禁止。データ管理はパスワード付きで行う。

第8章 職員研修

年1回以上、個別支援計画作成や発達支援に関する研修を実施。新任職員には入職時にマニュアル説明を行う。